

民法の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照条文

○民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>第十五条〔略〕</p> <p>2 新法第四百四条第四項の規定により法定利率に初めて変動があるまでの各期における同項の規定の適用については、同項中「この項の規定により法定利率に変動があつた期のうち直近のもの（以下この項において「直近変動期」という。）とあるのは「民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の施行後最初の期」と、「直近変動期における法定利率」とあるのは「年三パーセント」とする。</p>	<p>附則</p> <p>第十五条〔略〕</p> <p>2 新法第四百四条第四項の規定により法定利率に初めて変動があるまでの各期における同項の規定の適用については、同項中「この項の規定により法定利率に変動があつた期のうち直近のもの（以下この項において「直近変動期」という。）とあるのは「民法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）の施行後最初の期」と、「直近変動期における法定利率」とあるのは「年三パーセント」とする。</p>